

## 令和6年度富士山静岡空港利活用促進地域連携事業実施要領

自治体空港利活用促進委員会において実施する「富士山静岡空港利活用促進地域連携事業」について、以下のとおり定める。

### 1 事業概要

富士山静岡空港利用促進協議会（以下、協議会という。）は、静岡県内の市町又は団体（以下、事業者という。）が実施する空港利活用促進事業に対し、予算の範囲内において共催し、経費の一部を負担する。

### 2 対象事業

次のすべてを満たす事業を対象とする。

- ・事業者が主たる主催者（費用負担額が最も大きい者）として実施する事業  
（市町以外の団体が主たる主催者の場合には、県内市町、交流先の都道府県、市町村のいずれかの共催又は後援を要する。ただし、県を単位とする団体が主催者で、県内市町、交流先の都道府県、市町村のいずれの共催又は後援も得られない場合は、静岡県の後援を要する。）
- ・富士山静岡空港発着の定期便を利用した就航先との交流拡大を目的とする事業
- ・産業振興事業（地域経済の振興に資する事業）又は文化・スポーツ等振興事業（地域の文化活動やスポーツ活動等の振興に資する事業）

### 3 事業共催（事業費負担）の要件・対象など

事業主体(負担金の交付を受ける事業実施主体)	同一事業主体への負担金の交付回数	対象経費	負担率	限度額
静岡県内の市町	同一年度内1回を限度。 ただし、訪問及び受入の相互交流事業を行う場合にあっては、同一年度内で各1回（計2回）を限度とする。	富士山静岡空港を発着する定期便に係る航空運賃、空港施設使用料（乗継便に係る航空運賃、空港施設使用料を含む）及び宿泊費	対象経費の1/3以内	30万円。 交流提携等の締結に係る事業の場合は50万円。 ただし、負担金額は、主たる主催者の費用負担額未滿とする。
次のいずれかに該当する静岡県内の団体（教育機関は除く） ・農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、商工会議所等の産業経済団体 ・文化及びスポーツの振興を目的とする団体 ・富士山静岡空港の利用促進を目的とする団体 ・観光振興を目的とする団体 ・その他会長が認める団体	同一年度内1回を限度。 ただし、訪問及び受入の相互交流事業を行う場合にあっては、同一年度内で各1回（計2回）を限度とする。	富士山静岡空港を発着する定期便に係る航空運賃、空港施設使用料（乗継便に係る航空運賃、空港施設使用料を含む）及び宿泊費  （市町職員の分を除く）	対象経費の1/3以内	30万円。 新規団体（令和5年度以前の本事業の実施歴がない団体）の場合は40万円。 ただし、負担金額は、主たる主催者の費用負担額未滿とする。

#### 4 事業共催の申請

事業者は、事業開始の30日前までに、所在市町を経由して事業申請書（様式1）により協議会へ申請する。

#### 5 事業共催の決定

協議会に提出された申請について、協議会の審査の結果、共催の要件を満たすと認められる場合には、所在市町を経由して申請者へ共催決定の旨を通知する。

#### 6 実績報告

事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、所在市町を経由して実績報告書（様式2）を協議会へ提出する。

#### 7 負担金額の確定

協議会に提出された実績報告について、協議会の審査の結果、適切な報告と認められる場合には、所在市町を経由して申請者に負担金確定通知を送付する。

#### 8 請求書の提出

事業者は、負担金確定通知を受領後、協議会へ請求書を提出する。なお、事業者が市町の場合には、債権者が協議会へ請求書を提出する。

#### 9 負担金の支払い

協議会は、対象経費にかかる領収書類等を確認の上、負担する経費を事業者又は債権者に支払う。ただし、債権者への支払は、事業者が市町の場合に限る。

令和6年4月1日

富士山静岡空港利用促進協議会